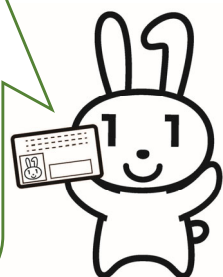


農林漁業者の皆様へ お持ちのマイナンバーカード、 もっと活用しませんか？

「マイナンバーカード、作ってはみたものの、使ったことないなあ・・・」こんな方いませんか？

実はマイナンバーカードがあると便利になることがたくさんあるんです！使わないまま眠らせておくなんて、もったいないですよ！！



健康保険証として使ってみませんか？



健康保険証として使えるってよく聞くけど、今までの保険証があれば必要ないでしょ？

①マイナンバーカードを健康保険証として利用する際に、過去に処方された薬剤情報や特定健診等情報の連携に同意すると、**データに基づくより良い医療**が受けられます。

②また、限度額適用認定証等がなくても、手続なしで高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます！



体の状態を踏まえた診断が受けられるのか～。最近、体調も気になるし、次の受診から使ってみるか♪

注：令和6年12月2日以降、マイナンバーカードを保有していない方・保険証利用登録がされたマイナンバーカードを保有していない方には、発行済み保険証の有効期限が切れる前に、申請いただくことなく「資格確認書」が交付され、引き続き、医療を受けることができます。

また、保険証利用登録がされたマイナンバーカードを保有している方で、マイナンバーカードを紛失・更新中の方やお手元にカードがない方などは、ご加入の医療保険の保険者に申請いただくことで、ご本人の被保険者資格の情報などを記載した「資格確認書」が無償交付される予定です。



役所関係の手続などにも使ってみませんか？

コンビニで住民票とか取れるのは知ってるけど、役場まで行けばいいし、使う機会ないでしょ？



マイナンバーカードがあれば、

③住民票の写し、印鑑登録証明書、課税証明書、戸籍証明書等が、**休日も含む毎日6時30分から23時までコンビニ（一部スーパーや薬局を含む）**で取得可能です。（市区町村によりサービス内容が異なります。）

④公金受取口座の登録により、被災時等の**緊急時に支払われる給付金が迅速に受け取れます。**

⑤農林水産省の行政手続をオンラインで申請できる農林水産省共通申請サービス（eMAFF）利用者登録時の本人確認に使えます。



スマホからマイナポータルを使ってみませんか？

スマートフォン（スマホ）をお持ちの方は、「マイナポータル」アプリをインストールし、マイナンバーカードを認証することで、

⑥**健診情報の確認**ができます

⑦お薬手帳がなくても**薬剤情報の確認**ができます

⑧自宅でe-Taxによる医療費控除やふるさと納税の寄附金控除等の**確定申告手続**ができます

（一部、手続できない場合もあります）

⑨**年金記録の確認や将来の年金見込額の試算**ができます



マイナポータルでできることがたくさんあるのね。さっそく使ってみなきゃ♪



マイナンバーカード・マイナポータルがあれば、 便利になることはこんなにたくさん！！

マイナンバーカード
を使ってできること

③ 証明書のコンビニ
交付



④ 緊急時等の迅速
な給付金受取



⑤ eMAFF初回登録
時の本人確認



① データに基づくより良い医療
② 高額医療費の立替不要



⑥ 健診情報の確認

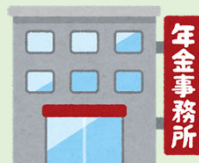
⑦ 薬剤情報の確認



⑧ 確定申告で医療費
控除や寄附金控除申
請



⑨ 年金記録・
見込額の確認



マイナポータルを
使ってできること



マイナンバーカードに加え、スマホをお持ちの
方は、ぜひマイナポータルも使ってみてくださ
い。病院受診でも役所の手続でも、便利なこと
がたくさんありますよ！！



特にアンドロイド (android) スマホをお持ち
の方は、「電子証明書機能」をスマホに搭載で
きます。

それにより、**マイナンバーカードをかざすこと
なく、スマホ1つでマイナポータルや、コンビ
ニ交付サービスを利用できますので、おススメ
です！**



マイナポータルアプリをインストールしよう！

①Androidをご利用の方

Google Playから
マイナポータルアプ
リをインストールし
てください。

QRコードからアプリをインストール

Android



iPhone



②iPhoneをご利用の方

App Storeからマ
イナポータルアプ
リを入手してくだ
さい。

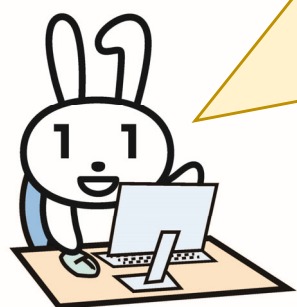
アプリのインストールが終わったら、マイナンバーカードを準備して、利用者登録／ログインボタンを押してください。

以降の手順は画面の指示に従ってください。



まだマイナンバーカード持ってない・・・どうすれば良い？

市区町村から送付されているQRコード付き交付申請書をお持ちでない方は、まず、お住まいの市区町村窓口で交付申請書を受け取ってください（市区町村により、本人確認書類が必要な場合があります。）。



QRコード付き交付申請書をお持ちの方は、スマートフォンやパソコンから申請が可能です。申請方法はこちらのQRコードからご参照ください。
郵送による申請も可能です。

※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

